



明治三十三年二月十三日  
高等小学校医学科用兒童科諸學科定齊文部省檢定齊

高等國語讀本卷六

圖書和圖書遡



a1380328014a

福岡教育大學藏書

日 次

第一課 國民の第一の心得

第二課 楠正成の勤王

第三課 佐藤嗣信

第四課 八島

第五課 直實敦盛を擊つ

第六課 須磨

第七課 旅行の樂み

第八課 世界一周

第九課 繢キ

第十課 歸朝を報する文 同返

第十一課 蒸氣機關

第十二課 じえいむすわつと

第十三課 生絲

第十四課 絲取車

第十五課 田雲辰致の紡綿器

第十六課 伊能忠敬

二六

二五

二四

二三

二二

二一

二〇

第一課 國民の第一の心得

第二課 楠正成の勤王

第三課 佐藤嗣信

第四課 八島

第五課 直實敦盛を擊つ

第六課 須磨

第七課 旅行の樂み

第八課 世界一周

第九課 繢キ

第十課 歸朝を報する文 同返

第十一課 蒸氣機關

第十二課 じえいむすわつと

第十三課 生絲

第十四課 絲取車

第十五課 田雲辰致の紡綿器

第十六課 伊能忠敬

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九

八

九

一〇

一一

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

第十七課 益世

第十八課 郵便電信

四十二  
四十三

第十九課 郵便稅一價法ノ發明

四十四  
四十五

第二十課 文武ノ官制

四十六  
四十七

第二十一課 租稅

四十八  
四十九

第二十二課 地方自治

五十  
五十一

高國語讀本卷六

第一課 國民の第一の心得

西村茂樹

我が日本國民第一の心得は、皇室を尊ぶと、本國を愛すとの二つなり。世界の各國多くは帝王の政治に従ふと雖も、又共和政體を立てて、大統領をして其の國を治めしむるものもあり。共和政治の國の事は姑く置き、帝王の政治

に從へる國は、其の國民、何れも其の帝王を尊  
戴せざるはなし、即ち其の王室を尊ばざるは  
なし。然れども世界の帝王國は、支那を始め、大

抵革命の國にして、時々其の王室に變換あり、  
故に其の王室は、國と共に終始すること能は  
ずして、若し闇弱不徳の君出づる時は、或は賢  
者に其の國を譲らざるべからざることあり。

或は英傑の人出でて、其の王室を滅し、己之に  
代ることあり。是を以て其の王室を尊戴する

心も自ら純然ならざるものあり。  
唯我が邦は、天祖天孫より、一系の皇統、連綿と  
して、千萬世に至る也、變換あることなし。現今  
の日本の國民は、皇室と三千年來の君臣にして、  
其の名分の正しきこと、恩義の深きこと、世  
界に其の比類を見ず、故に日本國民が、皇室を  
尊戴すべきことは、決して他國の例を以て之  
を論すべきに非ざるなり。本國とは、己が出生  
し住居する國にして、英吉利人なれば、英吉利

原素

を本國とし、支那人なれば、支那を本國とする。其の本國を愛すと云ふは、元人類の天性に出てたるものにて、何人にても、自己の出生し、自己の住居せる國を大切と思はざるものなし。此の自國を大切なりと思ふ心は、即ち國家の存立に必要な原素にして、若し國民に此の心なき時は、何れの國も成立すること能はざるなり。故に西洋諸國にても、愛國心を養ふを以て、國民の第一の務とせり。然るに世界の各

弑  
國は、多くは革命の國か共和政治の國かなるを以て、尊王と愛國と合して一體となること能はず。或は愛國者にして、其の王を弑するものあり。或は尊王家にして、國の不利を爲すものあり。

我が日本帝國は、往昔より、皇室と國家と、合して一體となり、皇室を離れて、別に國家と云ふものなし。故に皇室を尊ぶものは、即ち本國を愛するものにて、本國を愛するものは、即ち

皇室を尊ぶものなり。されば我が國民の宜しく守るべき道は、西洋諸國の如く、王室と國家との兩岐に分かる、患ひく、單一純全尊王と愛國とを合はせて、一團と爲して、之を守れば可なることなり。此の一事は、實に我が國民が世界に對して、誇るに足るべきものなり。(國民訓)

## 第二課 楠正成ノ勤王

後醍醐天皇、笠置へ臨幸アリテ、本堂ノ皇居ト

頃  
ナサル。サレド未ダ名アル武士一人モ參ラザレバ、主上思ヒ煩ハセ給ヒテ、少シ御マドロミアリケル。御夢ニ紫宸殿ノ前ニ、大イナル常磐木茂リテ、南ヘサシタル枝殊ニ榮エタリシガ、其ノ下ニ童子二人御座ヲ設キ、御前ニ跪キ、天下ノ間ニ、御身ヲ隱サルベキ所ナシ、但シアノ木ノ陰ニ、座席アリ暫ノ彼處ニマシテ、申スト御覽シテ、御夢ハ覺メタリ。主上文字ニ付キテ御考ヘアルニ、木ニ、南ト書キタル、楠

ト云フ字ナリ、斯ク童子ノ教ヘヅルハ天ノ示  
ケレケルヨト思召サレ、當寺ノ衆徒ヲ召シテ、示  
此ノ邊ニ楠ト云ヘル武士ヤアルト尋不給  
ケレバ、河内ノ國金剛山ノ西ニ楠多門兵衛主  
成トテ、弓矢取ツテ、名ヲ得タルモノアリ。トゾ  
答ヘ申シケル。主上サテハ是ナリト思召シ、藤  
原藤房ヲ勅使トシテ、楠が館ニ就キテ召サレ  
ケレバ、正成弓矢取ル身ノ面目、何事か之ニ過  
ギント、先ヅ忍ヒテ笠置ヘソ參リケル。

主上、藤房ヲ以テ、勝ヲ一  
時ニ決スベキテダテヲ  
尋不サセ給ヒケレバ、正  
成畏ツテ申シケルハ、東  
夷近日ノ大逆天誅ヲ致  
サル、ニ何ノ仔細力ア  
ラシ但シ天下ヲ平ケル  
ハ、武略ト智謀トノニツ  
ニ在リ、若シ勢ノ合ハセ



聖運

テ戰ハバ六十餘州ノ兵ヲ集メテ、武藏、相模、  
兩國ニ對ストモ、勝ツコトヲ得難シ、若シ謀ラ  
ニ足ラズ。合戰ノ習ヒナレバ、一旦ノ勝負ヲバ、  
必ズシモ御覽ゼラルベカラズ。正成一人未タ  
生キテアリト聞シメサバ、聖運遂ニ開クル時  
アリト思シメサルベシ。ト御答フ申シテ、河内  
ニ歸リニケリ。

### 第三課 佐藤嗣信

鎧

能登殿舟軍ハヨトアルモノゾトテ、直垂ヲバ  
著給ハス。小袖ノ上ニ鎧著テ、大刀ヲ横タヘニ  
十四差シタル鷹ノ羽ノ矢ヲ負ヒ、重藤ノ弓ノ  
真中取テ、源氏ノ大將ヲ射落サントゾ窺ハレ  
ケル。

精兵

能登殿ハ世ニ聞エタル大力、強弓ノ精兵、矢繼  
キ早ノ手利キニテオハシケレバ、源氏ノ兵ド  
モ、判官殿フ其人天先ニ懸ケ奉ラシト、矢表ニ  
馳ヒ塞ガル、能登殿ハ「大將ノ前ナル難人共見

告シヤソコ除キ候ヘ。トテ、差シ詰メ引キ詰  
カリ射落サル。中ニモ判官ノ身ニモ代ヘテ  
思ハレケル奥州ノ佐藤三郎兵衛嗣信ハ黒  
皮オドシノ鎧ヲ着、葦



毛ナル馬ニ乘リテ、判官ノ御前ニムダト塞ガ  
ル所ヲ、弓手ノ肩ヨリ馬手ノ脇ヘ、ツト射貫カ  
レテ、暫シモタマラズ、馬ヨリ倒サマニド、ト  
落ツ。

判官ハ手負ヒタル嗣信ヲ、陣ノ後ヘ昇キ入レ  
サセ、馬ヨリ下リ、嗣信が手ヲ取りテ、如何ニ如  
何ニト宣ヒケレバ、今ハ斯ク候フ。ト由ス。此ノ  
世ニ思置クコトアラバ、義經ニ言置ケ。ト宣ヒ  
ケレバ、自ノ下ニテ申シケルハ、ナドカ思置ク

コトノ候ベキ、唯先ニ老ヒタル母ヲモ捨置キ。  
奥洲ヨリ付奉リシニ、君ノ御世ニ渡ラセ給フ  
ラ見參ラセスシテ、先ダチ奉リ候フコト、名ゴ  
リ惜シク、且ハ老母ガ歎モイクハシクユソ候  
ヘ。ト是ヲ最期ノ言葉ニテ、年二十八ト申シシ  
ニ月十八日ノ酉ノ刻ニ、遂ニ八島ノ磯ニテ果  
テニケリ。平家物語修正

第四課 八島琴歌

釣の暇もなみの上

霞みわたりて、沖行くや  
海人の小舟のはのよと  
見えてぞ残る、夕暮に  
浦風さへも長閑にて、  
しかも今宵は照りもせず  
曇りも果てぬ春の夜の  
朧月夜にしくものはなし

長閑

晝夜

第五課 熊谷敦盛を擊つ

壽永三年正月、平家は安徳天皇を奉じて屋島

を立出で、攝津に入りて一谷に城を築き、生田の森を東門とし、一谷を西門となし、兵勢頗る振ひぬ。然るに源氏の大將範頼は、播磨路より一谷に向ひ、義經は、鷦鷯の險阻を踰えて、城の後より逆落しに攻め立てければ、平家の軍散々に打破られぬ。此の時源氏方、熊谷次郎直實は、平家の人々必ず船に乘らんと、汀の方へ落ち行くべし、あつばれ好き大將を撃ち取らんと思ひ、細道より汀の方に向ふ所に、萌黄匂ひ

の鎧著て、鉄形打ちたる兜の緒をしめ、黃金作りの太刀を佩き、二十四筋の束ねたる矢を脇ひ、滋藤の弓を持ち、金覆輪の鞍置きたる馬に乗りて、唯一騎沖なる船を目がけ、海へさつと打入りて、半町ばかり泳ぎ行くものあり。直實之を見て、是必ず好き大將ならんと、遠かに聲をかけ、よさなくも敵に後を見せ給ふものかな。返させ給へ返させ給へと扇を揚げて招されば、其の人取て返し汀に打上がらんとする。

丸 淳化

る所を直實波打際に  
て、むすと組みて、どー  
と落ち取て抑へて、首  
をかゝんと、塊を押し  
のけよく見れば、淳化  
粧して、鐵漿テヌをつけ、我  
か子の小次郎が齡と  
同じく、十六七ばかり  
にて、容貌誠に美麗な

り。  
君は如何なる人にておはするぞ、名のらせ給  
へ助け進らせん。といへば「先づさういふ汝は  
誰ぞ」物の數にはあらねども、武藏の國の住人  
熊谷次郎直實」と答ふ。さては、汝が爲めには好  
き敵を、名のらずとも、首を取て人に問へ見知  
れるものあらんぞ」といふ。直實あつはれ大將  
や。此の人一人撃ちたりとも、負くべき軍に勝  
つべき理なし。たとひ之を助くとも、勝つべき



軍に負くることはよもあらじ。今朝二谷にて、  
小次郎が薄手負ひたるだに心苦しく思ふ程  
なれば、此の殿うたれぬと聞きたらんには親  
御の歎き如何ばかりぞや。そらば助け進らせ  
んとて、後の方を顧みれば、土肥・姫原五十騎は  
かりにて出て来る。

直實涙をはらへと流して、あれ御覽あれ、如  
何にもして、助け進らせんとは存じたれども  
身方の軍兵、雲霞の如くに満ちや々たれば、よ

も遁し進らせじ。あはれ同じくは、直實が手に  
かけて、後の御孝養<sup>ハシナガ</sup>を仕らん。といひければ、唯  
「疾く々々」とぞいはれける。

直實餘りにいとをしくて何處に刀を立つべ  
しとも覺えず、目もくれ、心も消え果てて、前後  
不覺になりけれども、はてしもあるべき事な  
らねば、泣く々々、首をぞかきてける。あはれ弓  
矢取る身程、心苦しきことはなし、武士の家に  
生まれずば、何とて斯かる憂き日を見ん、情な

くも撃ちたるものかな。と袖を頬に押當ててさめぐとぞ泣き居たる。

首を包まんとて、鎧直垂を解きて見ければ、錦の袋に入れたる笛を腰の處に差してあり、あなたいとをし、此の曉城の内にて、管絃せしは、此等の人々にやおはしけん、今身方には東國の勢何萬騎もあるべけれど、軍中に笛持つ人はよもあらじ、貴人はげにやさしかりけり。とて、是を取て大將軍の見参に入れければ、見る人々

涙を流さざるはなかりけり。後に聞けば、修理大夫經盛の子大夫敦盛とて、生年十七になられける。是より直實發心の端を開きけり。き

て其の笛は祖父忠盛笛の上手にて、鳥羽院より賜はりしを、經盛相傳せられしが、敦盛笛の器量たるに依て、持たれたりとかや、其の名をば小枝とぞいひける。平家物語修正

### 第六課 須磨

攝津の海岸盡くる處を須磨浦といふ。餘り

咽喉  
謹慎  
屏居

山陽との咽喉にして、古へは此に須磨關を置かれ、又貴人の謹慎屏居の地たりしと見り。其の後壽永の亂に源平二家大に此に戰へり。されば須磨は僻地なるにも拘らず、關の址を以て名高く、又貴人の舊跡を以て名高し。且風光清絶にして、月色殊に佳きを以て、月の名所として、古より天下に聞えたり。

今旅行の順序を以て詰さん。に兵庫より西に行くこと一里餘にして、天井河あり。是より西の方數十町、攝播の界に至るまでは須磨村の地なり。天井河より數町にして、路傍に用る丘上の老松は、行平の月見の松と名けられたり。

更に行くこと數町に



參  
讀

して、須磨寺あり。此に平敦盛の首冢と云ふがあり。又敦盛の遺物と稱する寶物數多を藏して、參詣する人に觀しむ。須磨寺の鄰なる源光寺は、俗に光源氏の舊跡と云へり。此に芭蕉の句碑ありて、鐫り付けたる。

見渡せば眺むれば見れば須磨の秋。

源光寺を過ぐれば、古の關屋の址にして、石の榜示あり、前の小流を路守川といふ。此の邊源平の戦に關せる古跡と唱ふるもの頗る多し。

既にして山陽鐵道の停車場あり。之を過ぎて  
數町にして一谷に至る。昔平氏が第一の要害  
と頼みけんも、今は沙崩れ、谷埋まり僅に一條  
の溝を残し、是に數尺の石橋を架せり。

一谷より西國界に至るまで十餘町の間は鐵  
揚鉢伏兩山の麓にして、山頂より路傍に至る  
まで、一面の松林相連なる、即ち須磨御料地な  
り。是より眺むれば、前は蒼海茫茫として遙か  
に紀泉の山を繞らし、左は天井河の沙洲、海中

蒼海

楊示

に斗出し。右は淡路島呼べは應へんと欲す。平  
遠明媚、既に喜ぶべきに、後は則ち御料林の老  
松、山上に連なるあり。眞に是、ハノラマを見る  
が如し。况や明月中天に懸り、海波銀を磨する  
時に於てをや。須磨の須磨たる所は、唯此の十  
餘町の間にありと云ふべし。

須磨は風景の佳なるのみならず、醫家の説に  
據れば、空氣清潔、氣候溫和にして、人の養生に  
宜しきこと、亦天下第一たり。

## 別註

近來衛生の學、漸く進み土地の効力を信ずる  
こと、少漸く深きに隨ひて、須磨に轉地保養す  
るもの、日に多きを加ふ。是を以て旅店別荘、青  
松白砂の間に相望み、凡そ地の買ふべく、借る  
べきもの、殆ど餘す所なく、十年前の漁村、變じ  
て雜還の街とならんとせり。獨り一帶の御料  
林は、固より金力の侵すべきに非す。されば人  
民永く其の賜をうけて、之を失ふことなし。富  
人も往き、貧生も遊ぶ、風景依稀として、古の頃

## 依稀

## 第七課 旅行の樂しみ

貝原益軒

佳境  
鄙吝

居るは亦吾が帝室の餘光に非ず。

旅行して他郷に遊び名勝の地、山水の麗しき佳境に臨めば良心を引起し鄙吝を洗ひ濯ぐ助となれば是も亦我が徳を進め、知を廣むるよすがなるべし。又言ひ知らぬ異境に往きて、見馴れぬ山川の有様を見て、目を遊ばしめ、其の里人に逢ひて其の所の風土を問ひ、或は奥

まりたる山ふところに、岩根踏みて、尋ね入りなどせば、素より山水の癖ある人は心を留めて歸ることを忘れぬべし。或は海ほた山遠き眼界廣き眺は、王公の富にも勝り、其の景色の味ひを試むるも、いと面白く、心慰むわざなり。總べて勝地に遊びて見聞せし事は、唯一時の耳目を悦ばしむるのみならず、幾年経とも、其の時の有様をりり思出でられて最も樂きものなり。故に暇もあり且よりもよ之ことあ

らば何處に限らず往きて觀置くべることなり。

## 第八課 世界一周

英國ノリはトپーるニハ巨大ナル波止場海岸ニ並ビ船舶ノ出入引キテ断ラズ實ニ世界第一ノ貿易場ト見受ケラレタリ。余ハ此ニテ上陸シ汽車ニ乗りテ東南ニ進シ途上數多ノ市邑等ヲ打過ギツヽハ時間バカリニシテ、カンドン府ニ着キス。

貴顯  
ろんどんハ英國ノ首府ニシテ、又歐洲中最大ノ都會ナリ。府ノ東部ハしてハト云ヒテ、貿易盛ニ、西部ノエヌとエヌすたハ貴顯富豪ノ住家多々、南部ノエヌとエヌすたハ製作場ニ富メル所ナリ。又してハハ有名ナルせんとぼ一ノ寺ノ高塔アリ、エヌとエヌすたハ國會議事堂アリて、一むす河ノ北岸ニ臨ミテ、規模宏大ナリ。議事堂ニ對シテ、エヌとエヌすたノ大寺院アリ、とらふあるがるすぐゑやモ。

亦有名ナリ。

て一むす河ニハ、十三ノ  
箇ノ長橋アリ。名高キ  
ちんどん橋ハ、最モ下  
流ニアリ。此ノ橋ニ近  
キ所ニ、河底ヲ通シタル  
二條ノ隧道アリ。内  
部一帶燈火ヲ以テ之  
ヲ照ラシ、肆店左右ニ

肆店

駢列セリ。

余ハ是等ノ處ヲ歷覽シタル後、佛蘭西ニ遊ハ  
ント思立チヤガテ南海岸ナルど一ば、一港ニ  
到リ、波止場ニテ汽車ヲ下リ、直チニ汽船ニ移  
リ、二時間バカリニシテ海峡ヲ渡リ、法朗西ノ  
かれいニ着キ、汽車ニ乗りテ發シ、程ナクぱり  
府ニ着キス。

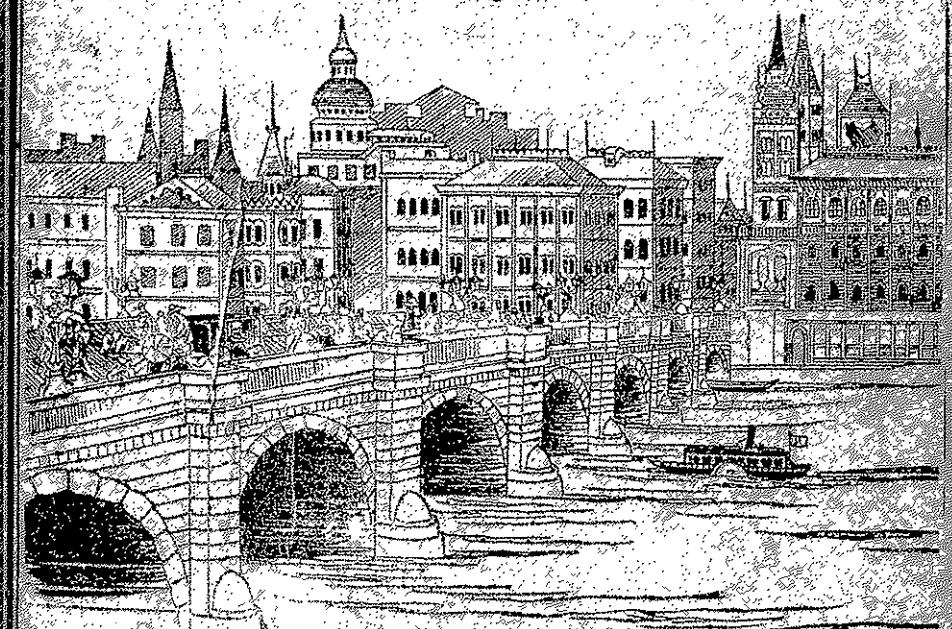
ばりハ此ノ國ノ首府ニシテ、市街ノ華麗ナル  
コトハ實ニ歐洲第一ナリ。府ノ外周ニハ堅固

華麗

高木

卷一

古今圖書集成



ナル廓壘ヲ繞フノ廓  
外ニモ處々ニ砲臺ヲ  
設ケアリ。府内ニテ最  
モ繁盛ナル市街ハ、い  
たりやん大路かぶし  
ん大路等ニシテ、酒樓  
茶店、軒ヲ並べ、毎戸ノ  
建築皆式ラ一ニセリ。

かぶしん街ヲ西ニ行

キテ、左折スレバ、ぶらあすとらこんころどニ

到ルベシ。此ハ廣キ平地ニシテ、噴泉アリ、高塔  
アリ、景色頗ル壯快ナリ。

此ノ地ノ西ニ續キテ、名高キヒヤンゼリゼア  
リ、公園ノ如ク樹木ヲ植エタル中央ニ、馬車道  
アリ、貴族富豪馬車ヲ驅リテ遊ブ所ナリ、しゃ  
んぜりゼノ西端ニ、巨大ナル凱旋門アリ、其ノ

南ニところかひろ宮アリ超然トンテせえん河  
畔ニ立テリ。河ノ對岸ニハ、諸官省國會議事堂

等アリテ、皆建築宏大ナリ。余ハ暫クはリニ留  
リ見物セシ所多シト雖モ、今ハ一々語ルコト  
能ハズ。

はリラ去リ、汽車ニテリおん府に到リシガ、此  
ハ佛蘭西國第二ノ都會ナルベシ。地るおん河  
ノホトリニアリテ、絹布ノ產出多キ處ナリ。是  
ヨリおん河ニ沿ヒテ南シ、まるせいやノ港  
ニ着キ。又此ノ港ハ、地中海ニ臨ミ、附近ノ諸國  
及ビ東洋トノ交通繁久、船舶ノ輻輳スルコト、

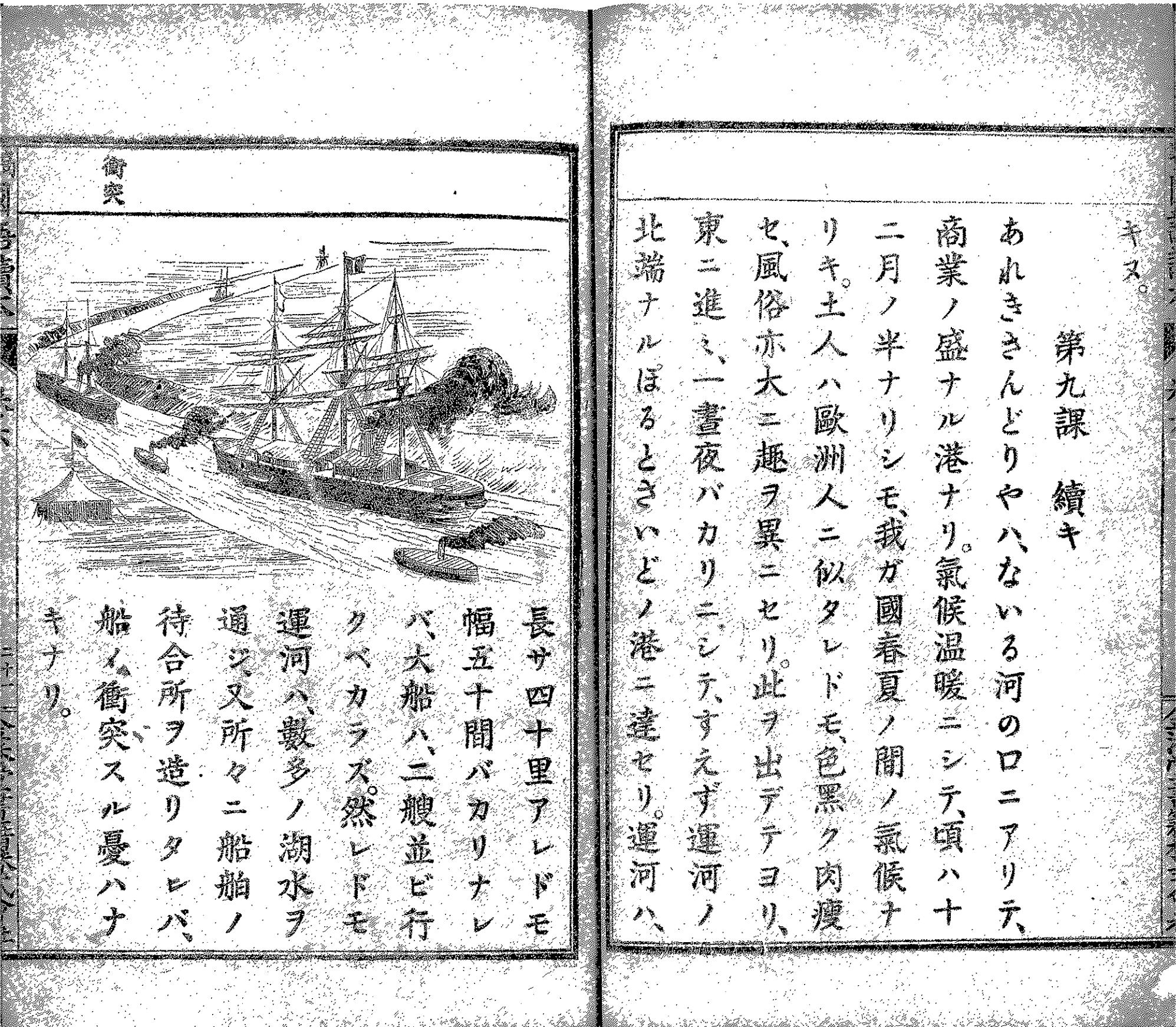
極メテ多シ。

余ハ、まるせいやヨリ纜ヲ解キテ、歸路ニ就キ  
ス。地中海ハ浪荒クシテ、船ノ動搖甚ダシカリ  
キ。二晝夜バカリニシテ、行クテノ方ニすとろ  
ん。ぼりノ火山ヲ望ミ之ニ並ビテ、りはリ諸島  
ノ火山モ見エタリ。夫ヨリ遙カニし、りーノ  
えとな山ヲ見船ハ進ミテ、之トハたりートノ  
間ナルめつしなノ海峡ヲ通り、後三晝夜ニシ  
テ、えじぶとナルあれきさんどりやノ港ニ著

## 第九課 繽キ

あれきさんどりやハないる河の口ニアリテ、商業ノ盛ナル港ナリ。氣候温暖ニシテ、頃ハ十二月ノ半ナリシモ、我ガ國春夏ノ間ノ氣候ナリキ。土人ハ歐洲人ニ似タレドモ、色黒ク肉瘦セ、風俗亦大ニ趣ラ異ニセリ。此ヲ出テテヨリ、東ニ進ミ、一晝夜バカリニシテ、すえず運河ノ北端ナルぼるときいどノ港ニ達セリ。運河ハ

長サ四十里アレドモ幅五十間バカリナレバ、大船ハ二艘並ビ行クベカラズ。然レドモ運河ハ數多ノ湖水ヲ通ジ、又所々ニ船艤ノ待合所ヲ造リタレバ、船人衝突スル憂ハナキナリ。



隱見  
諸色

一晝夜ニシテ運河ヲ過キ。其ノ南端ナルす。元  
ず港ニ立寄リ、又發シテ紅海ニ浮ベリ。紅海ノ  
東岸ニハしない山其ノ化ノ山々、雲烟ノ間ニ  
隱見ス。山皆諸色ヲ帶ビテ、草木ナシ。三晝夜ニ  
シテ、あらびやノ南端ヲ回り、あでん港ニ著キ  
ス。此ハ英國ノ所領ニシテ東西ニ往復スル船  
舶ノ石炭供給所タリ。

あでんヲ出デテ、再び海上ニ乗出セバ、あらび  
や海ナリ。六晝夜ニシテ、印度ノせいろん島ナ

ル。ころんぼ港ニ著キス。せいろんモ、亦英國ニ  
屬シ、ころんぼハ即チ其ノ首府ナリ。此ノ島佛  
教盛ニ行ハレ、氣候酷熱ナルヲ以テ、椰子樹其  
ノ他珍奇ナル植物、盛ニ暢茂セリ。

ころんぼラ出テテ印度洋ヲ航スルコト五晝  
夜バカリニシテ、まらつか海峡ニ入リシガ又  
一晝夜バカリニシテ、しんがほゝるノ港ニ著  
キス。此モ亦英領ニシテ、亞細亞南方ノ要港ナ  
リ。地ハ島中ニアリテ、まれに半島ト一水ヲ隔

褐色

天氣候亦炎熱ナリ。土人ハまれい人種ニシテ膚褐色ヲ帶ビタリ。余ハ此ノ港ヲ發シ東北ニ向ヒテ進ミ、漸ク支那海ニ出デシガ、波荒ク船搖ラレテ、大ニ苦シミキ。

しんがぼーるヨリ、四



晝夜ニシテ、かんぼぢやノ海岸ニ著キめこん  
河ノ支流ヲ溯リテ、ふらんす領ノさいごんニ  
立寄火再び發シテ、支那海ニ出テ、又四晝夜バ  
カリニシテ、香港ニ著キヌ。此ノ地ハ支那廣東  
州ニ近キ一小島ナレドモ、今ハ英領タリ。市街  
ハ皆山ノ半腹ニアリテ、商業又盛ナリ。  
香港ヲ出デタル後、臺灣ノ海峡ヲ過ギ、凡ソ五  
晝夜ニシテ、廣大ナル揚子江ノ河口ニ達シヌ。  
此ノ河口ヨリ、<sup>ノ</sup>松江ヲ溯ヒ、上海ニ到ル。上

海ハ支那第一ノ貿易場ニシテ歐米人ノ住居  
スルモノ多ク。支那人ハ別ニ城内ト稱スル所  
ニ住ス。城廓ハ石ヲ以テ築キ、街路ハ甚ダ狹久  
二人並ビテハ行キ難カルベシ。

余ハ上海ヲ出デタル後、東海ヲ經テ我が國ニ  
向ヒ又二晝夜バカリニシテ九州ノ北ニ達シ  
下關ヨリ内海ニ入り、神戸ヲ經テ横濱ニ歸著  
セリ。時ハ恰モ一月ノ半ニシテ寒風極メテ強  
キ時ナリキ。此ノ行前後殆ド六箇月ニシテ世

界ヲ一周セリ。其ノ中三箇月餘ハ、船ニアリテ、  
他ノ三箇月バカリハ、諸國ノ都會ニ逗留セシ  
ナリ。百聞一見ニ如カズ。旅行シテ利益ヲ得タ  
ルコト誠ニ尠カラザルナリ。

#### 第十課　歸朝を報ずる文

拜啓爾來久々御疎闊に付過候靈愈所多样の  
也欣賀此事に付在候私縁かねて歐米巡遊中  
の處昨何日佛國飛駒船何号にて横濱へ着港  
只今無事歸宅仕候間此後御通報申上候不在

中は家族の儀に付万端所厚情を蒙り深く感  
謝恩立様耽れ不日參堂と上萬縷申上べく候  
へ共先は安善内報迄に申上候勿々

## 同返事

拜復先般歐米所巡遊の處無事返歸者の過大  
慶に存上候御留守宇は様々承尋も申さず恐  
縮の空りに候遠路所歸朝の期故乞御宿等  
の傍事とな候へ共内旅行中は種々御教誨も  
あらせらるべくと存候間近日之内に參堂拜

聽仕るべく候矣は貴酬迄に勿々

## 第十一課 蒸氣機關

蒸氣機關ハ、其ノ外見頗ル入組ミテ容易ニ運動ヲ起ス所以ノ理ヲ解スベカラザルガ如シト雖モ、通常ノ唧筒ノ理ヲ知レバ、容易ニ之ヲ解スペシ。此ニ蒸氣機關ノ運動ヲ起ス所以ノ理ヲ簡短ニ示スベシ。

下圖ノはハ堅固ナル筒ニシテ、之ヲ汽筒ト云フ、即チ唧筒ノ筒ノ如シ。ヘハ汽筒ニ嵌メタル

## 第十一課 蒸氣機關

蒸氣機關ハ、其ノ外見頗ル入組ミテ容易ニ運動ヲ起ス所以ノ理ヲ解スベカラザルガ如シト雖モ、通常ノ唧筒ノ理ヲ知レバ、容易ニ之ヲ解スペシ。此ニ蒸氣機關ノ運動ヲ起ス所以ノ理ヲ簡短ニ示スベシ。

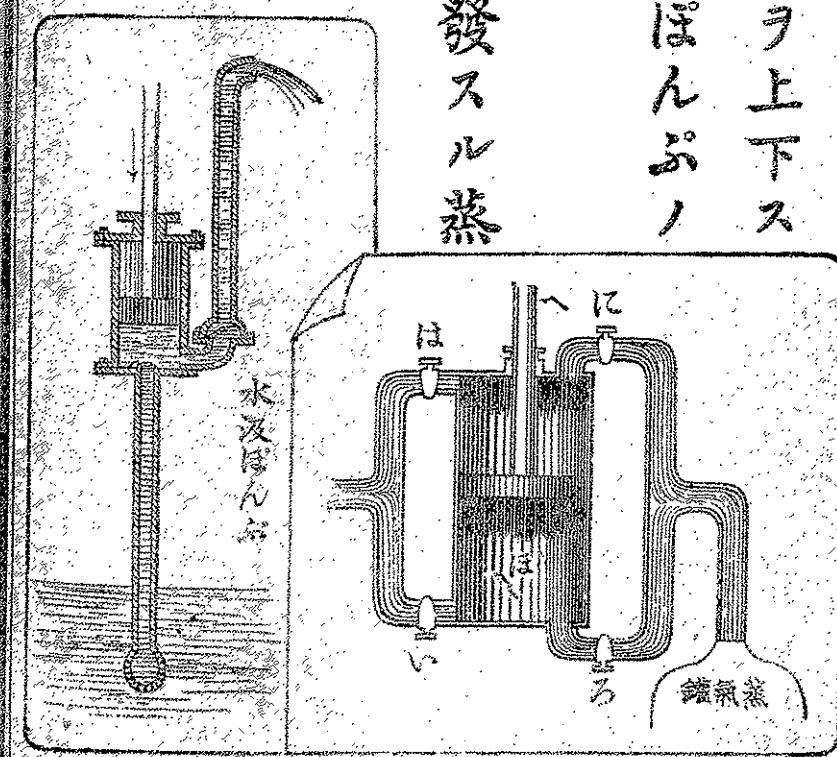
下圖ノはハ堅固ナル筒ニシテ、之ヲ汽筒ト云フ、即チ唧筒ノ筒ノ如シ。ヘハ汽筒ニ嵌メタル

鉗

棒ニシテ之ヲ鉗又ハびすとんろつトト云フ。  
此ノ棒ハ汽筒中ヲ上下ス  
ベク作レリ即チほんぶノ  
棒ノ如シ。

辨

サテ蒸氣罐ヨリ發スル蒸  
氣先ヅろ辨ヲ通  
ジテ圓筒ノ下部  
ニ入り其ノ力ニ  
テびすとんろつ



散逸

ドラ圓筒ノ頂ニ推シ昇ス。此ノ時は辨開ケテ、  
圓筒ノ上部ナル空氣外ニ散逸シ同時ニろ辨  
閉デテ、罐ヨリ來ル蒸氣ノ通路絶エバ忽チ  
に辨開ケ、罐ヨリ來ル蒸氣ハ更ニ之ヲ通シテ  
圓筒ノ上部ニ入りびすとんろつドラ圓筒ノ  
下部ニ推シ降ス。此ノ時ニ辨又忽チ開クルヲ  
以テ圓筒ノ下部ナル蒸氣ハ之ヲ通ジテ空氣  
中ニ散逸ス。斯クろはノ辨開クル時ハ、いにノ  
辨閉テ、蒸氣圓筒ノ下部ニ入りびすとんろ

輓

フドヲ推シ昇セ、いにノ瓣開クル時ハ、ろはノ  
瓣閉チテ、蒸氣圓筒ノ上部ニ入り、びすとんろ  
フドヲ推シ下ス。サレバ四瓣交互ニ開閉スル  
ニ隨ヒ、びすとんろフドハ、一上一下、曾テ止ム  
コトナシ。

サテ此ノびすとんろフドノ上端ヲ以テ、其ノ  
運動セシムベキ機械ニ連結スレバ、則チ種々  
ノ動ラ起ス。例へば鐵道ノ列車ヲ輓キ、汽船ノ  
車輪ヲ動カシ、又ハ工場ノ器械ヲ運轉スル等

ノ如キ是ナリ。サレバ此ノ機關ノ發明アリテ  
ヨリ、其ノ世ヲ益シ、人ヲ利スルコト一々數フ  
ルニ暇アラズ。

抑、蒸氣ヲ用ヒテ運動力トナスノ發明ヘ今ヲ  
距ルコト、凡ソ二百年前、英國ノうーすところ侯  
ト云ヘル人獄中ニアリシ時、藥罐ノ湯ノ沸騰  
シテ、其ノ蓋ヲ搖カスヲ視テ、初メテ蒸氣ニ非  
常ノ力アルコトヲ悟リ、遂ニ蒸氣力ヲ用ヒテ、  
水ヲ四十尺ノ高處ニ上グヘキ機械ヲ工夫セ

シニ起ル。是即チ今ノ蒸氣唧筒ノ由來ナリ。

其ノ後百餘年ヲ經テ同國ニじえりむす、あつ  
とト云ヘル非凡ノ人物出テ、初メテ完全ナル  
蒸氣機關ヲ構造セリ。其ノ後又英國ニじよ  
ぢ、すてぶんそんト云ヘル人出テ始メテ蒸氣  
機關ヲ行動器ニ適用スルコトヲ工夫シタリ。  
是則チ汽車ノ始ナリ。

## 第十二課 じえトむすわうと

鐵瓶ノ湯ノ沸騰スル時、其ノ蒸氣ノ鐵瓶ノ蓋

自擊  
  
ヲ搖カスコトハ幾千年來世人ノ目擊セシ所  
ナルベシ、然レドモ此ノ蒸氣ニ船車ヲ運轉セ  
シムベキ絶大ノ力アリテ適當ナル仕掛け設  
クル時ハ世界ノ有様  
ヲ一變セシムベキホ  
ドノ事業ヲ仕遂クベ  
シトハ、何人七夢ニダ  
ニ思ハザリシ所ナル  
ベシ。獨リ此ノ發明ニ

先鞭ラ著ケタルハ前ニ言ヘルウトすとる候  
ナルベケレドモ、候ト雖モ、未ダ完然ナル蒸氣  
機ヲ發明シタルニハ非ズ。僅ニ其ノ一端ヲ窺  
ヒ得テ、聊ノエ夫ラ爲シタルニ過ギズ。其ノ之  
ヲ大成シテ、完全ナル機關ヲ構造シ、世ノ文明  
ニ至大ノ利益ヲ與ヘタル元祖ハ前後唯一ノ  
じえりむすわつとアルノニ。

此ノ非凡ナル人物ハ、今ラ去ルコト凡ソ百六  
十年英國ナルすこつとらんどノぐりいのつ

くニ生マレ、其ノ父ハ一ノ船大工ナリキ。わつ  
と幼少ニシテ、伯母ノ許ニ養ハレシ頃、日々暖  
爐ニカケタル藥罐ノ前ニ蹲リテ噴キ出ヅル  
蒸氣ヲヒニテ受ケ、其ノ露ヲ結ビテ滴々ト落  
ツルヲ數ヘ居タリ。伯母ハ屢其ノ怠惰ニシテ  
時間ヲ徒費スルヲ戒メケレドモ、わつと曾テ  
キナリ。誰カ知ラン、此ノ無用ノ鈍物トシテ、捨置  
力強キラ思ヒ、蒸氣ノ冷エテ水ニ還ルラ思ヒ

愚弄  
輕蔑

テ、日夜工夫ラ怠ラザリシコトヲ。  
あつと十八歳ノ頃、首府ろんどんニ行キテ、數  
學器械ノ製造ヲ習ヒ、幾バクモ無クシテ、鄉國  
ナルぐらすごト、大學校ノ御用器械師トナレ  
リ。然レドモ世間ノ人、あつとヲ愚弄輕蔑スル  
コト、猶止マザリキ。何ントナレバ、あつとハ日  
日獨リ屋根ニ升リ、默然トシテ、日光ニ晒サル  
ルコト半日餘リナリケンバナリ。  
わつとハ、人ノ侮ラ受タルモ、事トモセズ、其ノ

確乎

志氣確乎トシテ、毫モ撓マザリキ。斯クテ一日  
大學校ヨリ蒸氣機ノ修繕ヲ託セテ、レシガ、是  
ゾわつとガ、偶然ニ一大發明ヲ爲シシ原因ナ  
リケル。抑此ノ器械ハ、にゆーこめんト名クル  
制式ニシテ、其ノびすとんろつどハ、汽筒中ノ  
蒸氣ニ由リテ推シ上ゲラル、モ、之ヲ推シ下  
グルニハ、其ノ蒸氣ヲ冷シテ、水ト爲シ、同時ニ  
汽筒ヲモ冷サザルベカラズ。故ニびすとんろ  
つどヲ更ニ推シ上ゲントスルニハ、一タビ冷

エタル汽筒ヲ再ヒ熱スベキ必要アリ。サレバ  
びすとんろつどヲ推シ上グルハ蒸氣ノ力ナ  
レドモ之ヲ推シ下グルハ空氣ノ力ナリキ。  
わつと思ヘラク、汽筒ノ一冷一熱ハ徒ラニ多  
量ノ熱ヲ失ヒ、隨ヒテ燃材ヲ費スコト夥シ、斯  
カル器械ヲ使用セニハ益ヲ收ムルコト極  
メテ少カルベシ。ト因リテ更ニ汽筒ヲ冷サズ  
シテ、其ノ中ノ蒸氣ヲ冷スベキ工夫ヲ凝ラシ  
ケルが數月ノ後、初メテ一ノ妙計ヲ案ジ出セ

リ。即チ蒸氣ヲ汽筒ノ中ニテ冷サズシテ、之ヲ  
他ノ器ニ移シテ冷スノ一事ナリ。斯クスレバ  
汽筒ヲ冷スコトナクシテ、常ニ熱ヲ保ツコト  
ラ得。此ノ案成リテ後ハ、破竹ノ勢ヲ以テ、發明  
ノ度ヲ進メ、竟ニびすとんろつどノ一上一下  
總ベテ蒸氣ノ力ヲ用フルノ仕掛け大成シタ  
リ。

スカル發明アリシ後ハ、百般ノ工業ニ蒸氣機  
ヲ使用スルノミナラズ、水ヲ行ク船陸ヲ走ル

一  
瞬

車モ皆蒸氣力ラ用ヒテ迅速ニ長距離ノ路ヲ  
過グルヲ得ルニ至レリ。サレバ英吉利一國ニ  
用フル所ノ蒸氣ノ作業ヲ計算スルニ、大凡五  
百萬人ノ力ニ等シト云フ。是即チ衣食ヲ要セ  
ザル職工五百萬人ヲ與ヘタル理ニ非ズヤ。嗚  
呼わフとガ、其ノ本國ノミニ施シタル利益ス  
ラ、夫此クノ如ク廣大ナリ。其ノ世界ニ被ラシ  
メタル利益ノ大ナルコト、誠ニ量リ知ルベカ  
ラズ。かつハ晩年心ヲ學問ニ潛ム、一ニ國益

榮譽  
織絲  
曝

ヲ起スヲ以テ樂シミトシタリ。後遂ニ學士會  
員ニ擧ゲラレ、法律博士ノ名譽學位ヲ得。八十  
四歳ノ長壽ヲ保チテ、榮譽幸福ノ中ニ一生ヲ  
終リヌ。

### 第十三課 生絲

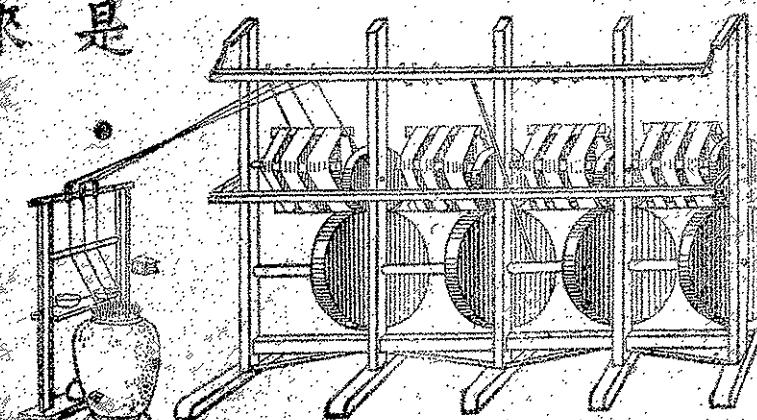
生絲ハ諸子ノ知ル如ク、蠶ノ繭ヲ煮テ引出シ  
タル絲ナリ。絲ヲ引出スラ、紡絲ト云フ。  
絲ヲ紡ガントスルニハ先ツ繭ヲ炎天ニ曝シ  
中ナル蟲ヲ乾カシ殺スベシ。或ハ蒸籠ニ入

湯氣ニテ蒸シ或ハ焙爐ニ掛  
ケ火氣ニテ殺ス法モアリ。

其ノ後繭ヲ鍋ニ入レ砂漉シ  
ニシタル清水ヲ以テ煮。而シ  
テ其ノ煮エタル數粒ノ繭ノ  
緒ヲ一ツニシテ鍋ノ縁ニ作  
リ置ケル髮ノ毛ノ輪ニ通ジ  
且之ヲヨリテ杵ニ巻キ付ク。是  
ハ手繰リトテ古クヨリ行ヒ來

レル法ナリ。即チ下圖ニ示スガ如シ。  
近來ハ種々ノ紡絲器械ヲ工夫シ愈出テ愈  
巧ラ極ム。殊ニ上州富岡ノ製絲場ノ如キハ夙  
ニ洋式ノ紡絲器械ヲ用ヒ、蒸氣機關ニテ之ヲ  
運轉シ、其ノ規模頗ル宏大ニシテ、一箇年ノ製  
絲高凡ソ四千六百貫ニ上ルト云フ。其ノ器械  
ノ裝置ハ頗ル入組ミタルモノナレバ、茲ニハ  
一々解キ難シ。

右ノ下圖ニ示セルハ紡絲器械ノ中最モ識リ



把柄

易キモノナリ。今は二付キテ其ノ仕組フ述べン。

此ノ器械ハ諸子ノ見ル如ク、一ツノ杵ニ三筋ノ絲ヲ巻クモノニシテ杵毎ニ大小ノニ車アリ、而シテ大車ハ皆一本ノ軸ニ貫ケルヲ以テ、一人左側ノ把柄ヲ廻セバ衆車同時ニ廻轉ス。大車ヨリ小車ニしらべ絲ヲ掛けタレバ大車ノ廻ルニ隨ヒ、小車モ亦廻リ、而シテ之ト同時ニ小車ノ軸ニ嵌リタル杵モ亦廻ルナリ。斯ク

ノ如ク一人把柄ヲ廻セバ多クノ杵一齊ニ廻轉スベク組立テタリ。其ノ大小ニ車ヲ用ヒタル理ハ、諸子次課ニ示ス所ノ絲取車ヲ見テ悟ルベシ。

第十四課 絲取車

絲取車ハ最モ簡略ナル紡絲器械ニシテ綿絲ヲ紡グニ用フルモノナリ。諸子、農家ニ往カバ到ル處ニ之ヲ見ン。

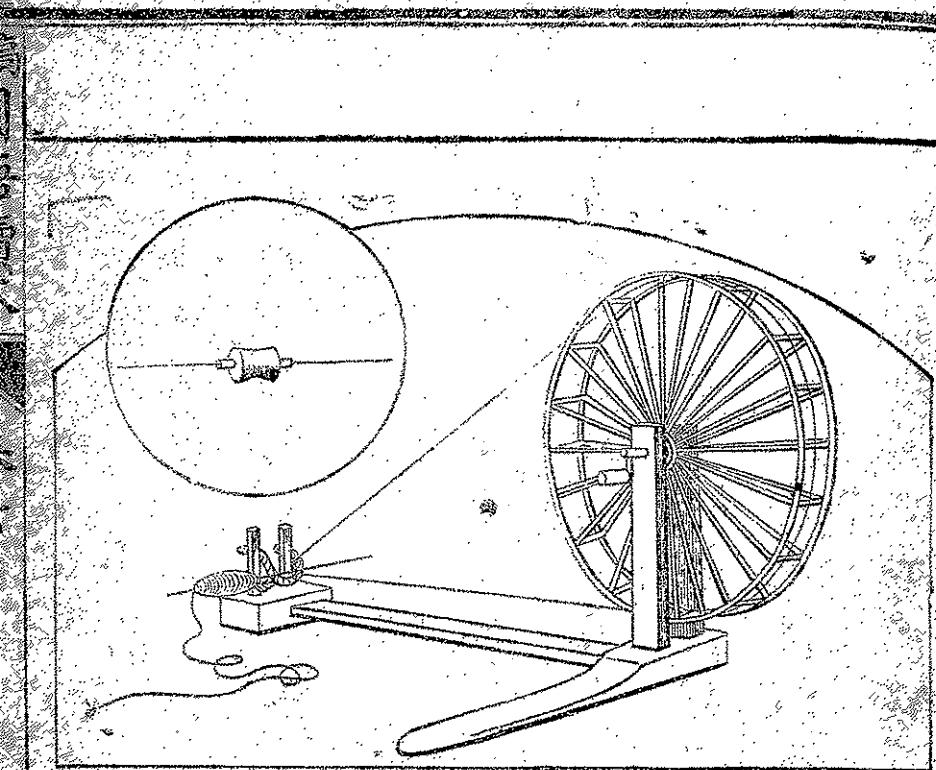
此ノ器械ハ直徑二尺バカリナル車ト直徑二

## 錘

分バカリナルリ。トニしらべ絲ヲ掛渡シタルモノナリ。車ノ直徑二尺ナレバ、其ノ周圍ハ大凡六尺ナリ。リヤーごノ直徑二分ナレバ、其ノ周圍ハ大凡六分ナリ。故ニ一遍車ヲ迴ス時ハ、しらべ絲六尺迴リ。リヤーごモ之ニ隨ヒテ、六尺即チ百遍迴ルベキ道理ナリ。

リヤーごニハ細長キ鐵ノ棒ヲ堅ク貫キ、之ニ絲ヲ卷キ付ケベク作レリ。之ヲ錘ト云フ。紡グ時ニハ右手ニテ車ヲ迴シ、左手ニテ絲ヲ引クナ

リ。其ノ寸尺既ニ上ニ云ヘルガ如クナレバ、車ノ一遍迴ル毎ニ、絲ノ鐵棒ニ卷付ケコト百遍ナリ。  
若シリヤーごノ如ク小サキモノヲ百遍迴サシニハ、其ノ勞煩ハシクシテ、時間ヲ費ス。



ト甚ダシ。然ル一斯クノ如ク組立ヅル時ハ、ナル車ヲ一遍廻スノミニテ小サキリドゴヲ百遍廻スト同ジ仕事ヲ成シ得ベシ。

總ベテ器械ハ斯クノ如キ便利ヲ人間ニ與フルモノナリ。昔學術ノ未ダ盛ニ閑ケザル世ニアリテスラ、既ニ斯ク便利ナル器械ヲ工夫セシモノアリ。理學ノ著シク進歩セシ今日ニアリテハ吾人益、理ヲ究大工夫ヲ積ミ、世ヲ益シ人ヲ利ス也。器械ヲ發明ヒシコトヲ務メズル

### ベカラズ

#### 第十五課

卧雲辰致ノ紡綿器

卧雲辰致ハ天保十三年八月ヲ以テ信濃ノ国安曇郡信濃村ニ生マレ、初ノ名ヲ榮彌ト云ヘリ。其ノ家本足袋底ヲ織ルヲ業トシケルが榮彌年十四ノ時、舊來ノ綿絲紡ギ方人、人工ヲ費スコト多キヲ見テ如何モシテ便利ナル器械ヲ工夫シ大ニ人力ヲ省カバヤト思立テ始メテ其ノ方ヲ考へ出シテ、父兄ニ語リシテ父

兄ハ、之ラ益ナシトテ、沮ミ止メタリ。

是ヨリ榮彌快々トシテ樂シマズ。終ニ去リテ  
僧トナリシガ慶應中卧雲山孤峯院ノ住職ト  
ナレリ。然ルニ明治四年、廢寺ノ令出デシカバ  
還俗シテ、姓名ヲ卧雲辰致ト稱シ、東筑摩郡波  
多村ニ寓居セリ。

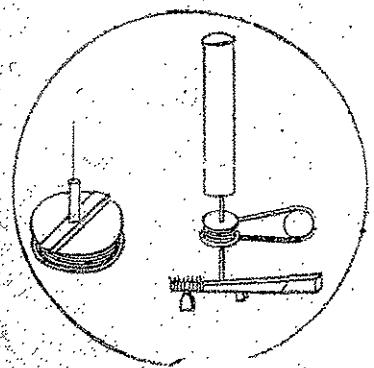
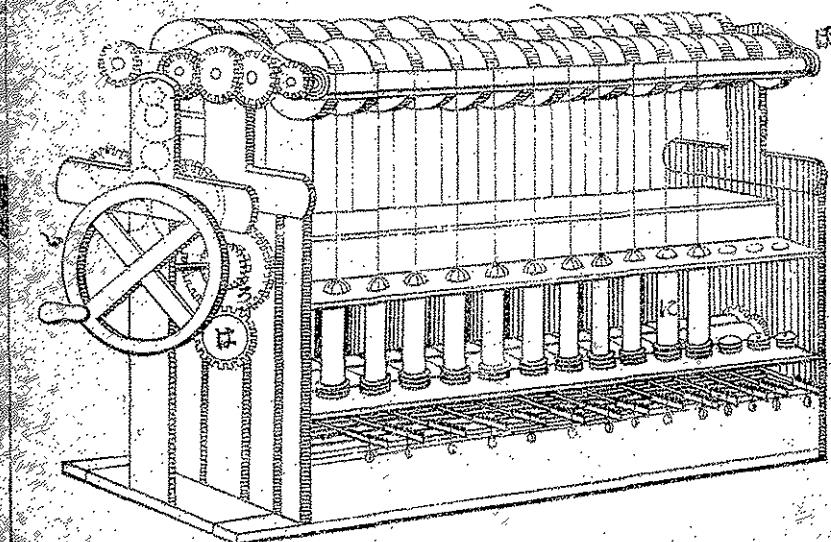
素志  
寓居

是ニ於テ再ビ器械工夫ノ素志ヲ興シ遂ニ一  
ノ器械ヲ造リ出シテ、之ヲ試ミシニ、製絲粗ク  
シテ、僅ニ足袋底ヲ織ルニ供スベキモ未だ織

物ニ用フベキ細絲ヲ紡グコトヲ得サリキ。因  
テ更ニ工夫ヲ凝ラシ  
程ナク細絲ヲ紡クベ  
キモノヲ造リ、同國松  
本ナル開

産社ニ出  
シテ實驗  
セシ上明

治十年内



國觀業博覽會ニ出品セリ。此示セル圖即乎是ナリ。

此ノ器械ハ、頗ル入組ミタル仕掛ナレバ茲ニハ詳ニ説クコトヲ得ズ。唯其ノ大略ヲ示スベシ。

其ノ動ハイノ車ニ始リテ、右ノ齒車ニ傳リ、右ヨリ又はノ齒車ニ傳リ、夫ヨリ次第ニ内部ナル上下ノ諸車ニ力ヲ傳ヘテ、左右ニ並ビタル數多ノ圓筒にテ迴旋シ、同時ニ上ナル絡木ほ

及ビ多クナ絲卷車ヘモ、皆迴ルナリ。

圓筒ノ底板ニハ、細キ鐵ノ棒ヲ貫キテ、紡綫ノ用ヲナシ。其ノ鐵棒ノ下ニ、小サキ權衡ノ如キモノヲ附シテ、之三分銅ヲ吊シ、紡グ絲ノ細粗其ノ程ニ適フベク仕組ミタリ。サテ之ヲ用アルニ方リ、圓筒ノ中ニ綿ヲ詰メ込メバ、其ノ旋ルニ隨ヒ、自然ト紡ガレテ絲トナリ。絡木ヲ經テ、絲卷車ニ卷付クナリ。水車ノ力ニテ、此ノ器械ヲ運轉スル時、工夫一人ニテ、一箇月二十

八貴夕ノ細絲ヲ製スベシト云フ。諸子此ノ器械ヲ見テ前課ノ絲取車ニ比較セバ、紡絲ノ法ノ年ヲ逐フニ隨ヒ、如何ホド進歩セシカラ悟ルベシ。

サテモ卧雲辰致ハ、斯カル器械ヲ出品シ、天鳳紋賞牌ヲ受ケシガ、是ニテ紡キタル絲ハ、唯織物ノ緯絲ニハ供スベキモ、其ノ質猶弱クシテ未ダ經絲ト爲スニ堪ヘズ。因リテ更ニ改良ヲ圖リ、同ジキ十三年ノ冬、分銅ノ社掛ノ圓筒ノ

上ニ移シ、絹木ノ輪邊ニ鐵線ヲ施シ、始メテ經線トナスニ堪フル絲ヲ紡キ出入コトヲ得タリトゾ。

卧雲氏ハ、此ノ事業ニ身ヲ委ネシガ爲メ甚ダシキ貧困ニ陥リ、冬月著スベキ綿衣ナキニマデ至リシガ、少シモ之ヲ意トセズ、愈精ラ勵マシテ、其ノ改良ニ從事シ、遂ニ完全無缺ナル器械ヲ大成セリ。是ニ因リテ、太政官ヨリ、其ノ功勞ヲ嘉賞シテ、藍綬褒章ヲ賜ヒクリ

## 第十六課 伊能忠敬

伊能氏ハ世々下總國佐原町ニ住シ、其ノ家商ラ業トシテ甚ダ富メリ。忠敬ハ今ヲ距ルコト殆ド百五十年、延享二年ニ生マル。幼キヨリ曆算ノ學ニ志アリシカド、父ノ時、家產頗ル衰ヘシカバ、忠敬十八歳ニシテ家ヲ嗣ギ、專ラ家道ノ復興ヲ事トシ、復他ヲ顧ミルノ暇ナカリキ。家人百口アリケルが、忠敬自ラ率先シテ日夜家業ヲ勤メ、儉約ラ守リ、奢侈ヲ禁ジケレバ家

窮民  
類然  
篤  
推步  
道再ビ饒カニナレリ。天明ノ大饑饉ニハ、貯スル所ノ米錢ヲ出シテ郷里ニ領チ、窮民ヲ救フコト頗ル多カリキ。家道再興ノ事始メテ成リテ、忠敬歲已ニ五十二及ビヌ。尋常ノ人ナランニハ、頗然トシテ衰老ヲ嘆ズベキニ、忠敬ハ是ヨリ宿志ヲ遂ゲントテ、家ヲ其ノ子ニ譲リ、文ヲ負ヒテ江戸ニ遊學シ、深川ニ寓居シテ、當時有名ノ天文學者高橋東園ノ門ニ入り、西洋曆術ヲ學ビシガ、其ノ推步測量ニ精シキコト、同

門ノ士中能ク之ニ及ブモノナカリキ。

寛政十二年忠敬五十六歳ノ時官命ヲ受ケテ日本全國沿海測量ノ途ニ上リキ。當時測量ノ用器甚ダ粗惡ナリケレバ忠敬自ラ羅針盤及び測量器械等ヲ製シ初年ニ蝦夷島沿海ヲ測量シ翌年伊豆ヨリ東北海岸ノ測量ヲ卒ヘタリ。是ヨリ十數年ノ間ニ日本沿海ヲ測量シ深山幽谷殆ド足跡ノ到ラズル處ナカリキ。忠敬人ト爲リ眞率ニシテ外見ヲ飾ラズ頭髮

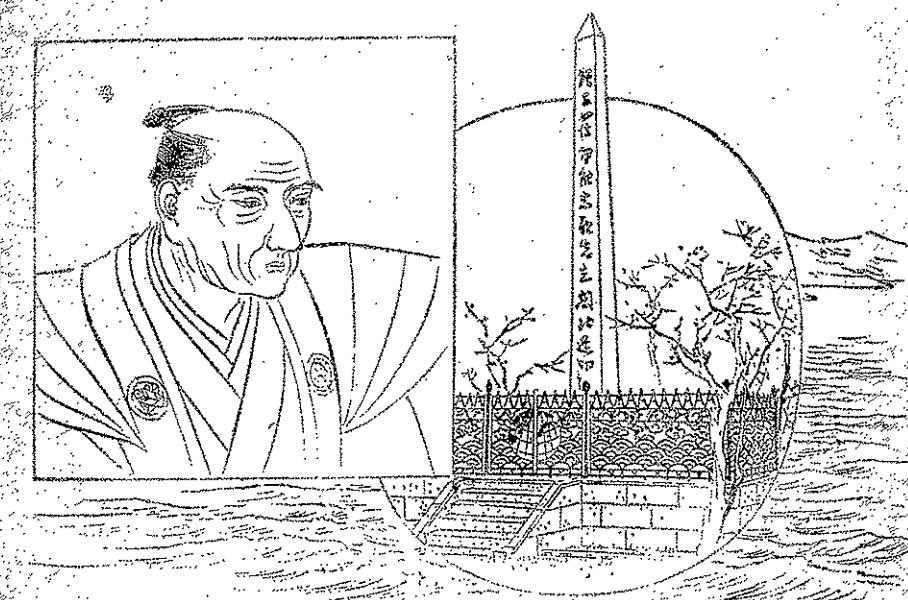
眞率  
外見

既ニ白キニ至ルモ、意氣ノ豪壯ナルコト杜者ニ讓ラズ測量ノ命下ル毎ニ喜色面ニ溢レ、險阻ヲ踏ミ風濤ヲ冒シ、瘴烟毒霧ノ境嚴寒極暑ノ時ト雖モ曾テ憚ルコトナカリキ。

忠敬文政元年四月ノ

農社

瘴烟  
毒霧



以テ歿シヌ年七十三其ノ測量ノ業ニ從事セシコト前後十八年ノ久シキニ彌リ而シテ輿地全圖ハ歿後數年ヲ經テ全ク整頓シ幕府ニ上ルコトナリス是ニ於テ我が國始メテ實測圖アリ邦人始メテ我が國ノ地形ヲ知レリ忠敬ノ功績偉ナリト云フベシ。

忠敬歿シテ後四十年英國人我が沿海ヲ測量ヤンコトヲ請ヒシカバ幕府即チ輿地全國ヲ附與セリ英人之ヲ實驗シテ其ノ差謬ナキニ驚嘆シタリト云フ。

明治ノ御代ニ至リ特ニ忠敬ニ從四位ヲ贈リテ其ノ功ヲ追賞セラレ東京地學協會モ亦一大銅標ヲ東京芝公園丸山臺ニ建テ此一納ムルニ忠敬自製ノ測量器ヲ以テセリ。

### 第十七課 益世

學問の要は智能を開き德器を成すにありと雖も智德既に備らば常に自己一身の爲めをのみ圖らず宜しく我が德性に順ひ我が智力

を用ひて、廣く世人一般の利益となることを圖るべし。

世人の一般の利益となるべき事は、一々數ふるに暇あらずと雖も、此に其の大要を擧ぐれば、深く學問を研究して、世人の参考に備ふること、土地を開墾して、耕耘に便すること、學校を興し、病院を設くること、或は鐵道の布設、或は機械の發明、或は興業殖産の改良進歩など凡そ世の爲め人の爲めとなるべき事、是なり。

諸子學校にありて修學するの間は、未だ直ちに、斯かる事業を企つべきに非ざれども、智を開き、徳を成して後には、夫々の力に應じて、世人一般の利益を圖るの志なかるべからず。されども何れの事業に從事するにも、其の事業に應じたる特別の智識と、豫め積みたる経験となくては叶はず。萬一農家の子弟にして忽ち商業に從事することもあらば、公益を興さんとする志は、嘉みすべきも、時によりては

失敗

意外の失敗あるを免れざるべし。故に農家の子弟は先づ農業の改良進歩を圖り、商家の子弟は先づ商業の改良進歩を圖らば、其の事成り易くして、且安全なるべし。

#### 第十八課 郵便電信

頻繁 驛遞

我が國驛遞ノ制ハ、古來ヨリ行ハレシカド、其ノ區域、極メテ狹クシテ、遠方ノ人民頻繁ニ私信ヲ相通ズル等ハ、殆ド望ムベカラザル事ナリキ。然ルニ明治四年、政府始メテ郵便制度ヲ

頒布シ、官業トシテ之ヲ行ヒシヨリ、路程ノ延長、年ヲ逐ヒテ著シ久現今ニテハ、如何ナル寒村僻邑ニテモ、郵便ノ達セザル所ナシ。加之明治十年我が國萬國聯合郵便ニ加入セシヨリ以來、海外萬里ノ知己ニモ、容易ク音信ヲ通ズルコトヲ得、又同ジキ二十五年小包郵便法ノ發布アリテヨリ、益驛傳ノ便ヲ加ヘタリ。

電信ハ、明治二年ニ東京横濱間ニ架設セラレシヲ始メトシ、爾來其ノ架設益進、現今ニテ

ハ全國ノ都會名邑概々電信局ヲ具ヘザルナキニ至リス。殊ニ明治十二年、萬國聯合ノ電信ニ加盟セシヨリ、外國ニ電信ヲ通ズルコトモノ亦甚ダ難カラズ。

該ニ東京ノ郵便局ニテ書狀ヲ取集メ又之ヲ配達スル手續ノ大略ヲ述ベシニ、先づ市街ノ辻々ニ設ケタル郵便函ニ、書狀ヲ投ズレバ、取集人之ヲ集メテ其ノ受持區ノ郵便局ニ致シ、其ノ郵便局ニテハ各之ヲ分類シテ、本局ニ送

ルベキモノト、地方ノ局ニ送ルベキモノト、隣ノ局ニ送ルベキモノト、又其ノ受持區域内ニ配達スベキモノトノ四種ニ區分ス。

斯くて他局又ハ地方ノ局ニ送ルベキモノハ、夫タ一括シテ其ノ方面ニ遞送シ、其ノ受持區内ニ係ルモノハ直チニ之ヲ配達セシム。而シテ地方ノ郵便局ニ於テハ、更ニ之ヲ分類シテ其ノ地ニ係ルモノハ直チニ配達シ、然ラザルモノハ郵便支局又ハ郵便取扱所ニ致シテ、配

達セシムルナリ。其ノ電信ノ配達ニ關スル手續モ、概不之ト異ナルコトナシ。通信ノ事實ニ便利ヲ極ムト云フベシ。

### 第十九課 郵便稅一價法ノ發明

此ノ頃デハ、日本ノ郵便稅ハ、全國總ベテ同ジ價アルガ、始メテ郵便法ガ行ハレタ時分ニハ、道程ノ遠近ニ由テ郵便稅ノ價ニ相違ガアリマシタ。例ヘバ東京ノ市内デハ、はがき一枚ノ代ハ、五厘ノ定デアリマシタガ、市外デハ總ベテ一錢デアリマシタ。

カヨーナ定メ方ハ實際不便デアリマシタカラ、今日ノヨーニ、全國一般郵便稅ヲ同一ノ價ニ改メマシタ。今日ノヨーナ郵便稅ノ法大一價法ト申シマス。此ノ一價法ヲ發明シテ世ノ中ニ大層便利ヲ與ヘマシタ人ハ、今ヨリ凡ソ五十年ホド前ニ英國ノ驛遞局ニ傭ハレテ居ツタろーらんどヘるト云フ一人ノ役人デアリマシタ。

骨折

此ノ人ノ說ハ驛遞局テ郵便物ヲ甲ノ地カラ  
乙ノ地又ハ丙ノ地ニ運ブト云フコトダケハ  
極容易ナ事デアルガ夫ヨリモ手數ノ掛ルコ  
トハ其ノ郵便物ヲ受取人ニ配達スル骨折ノ  
方デアル。サスレバ郵便物取扱上之ヲ配達ス  
ル方ノ骨折ハ格別道程ノ遠近ニハ拘ラヌワ  
ケデアルノニ道程ノ遠近ニ由テ賃金ニ違ノ  
有ルコトハ實ニ謂ハレナイコトデアル。ト云  
フノデゴザイマス。

ソコデヘる氏ハ其ノ意見ヲ書イテ英國ノ政  
府ニ建議ヲ致シマシタ所ガ政府デモ夫ハ尤  
モダト云フノテ、遂ニ其ノ意見ヲ採用シテ之  
ヲ實行スルヨーニナツタノデアリマス。

此ノ一價法之行ハレテカラハ世ノ中ニ大層  
便利ヲ増シタ故其ノ爲メニヘル氏ハ世間カラ  
ラ太イニ信用セラレテ終ニ政府カラ賞與金  
ヲ賜ハリマシタ。日本人今日ノ一價法モヤハ  
リ英國ノ法ニ倣ツタモノデゴザイマス。此ノ

へる氏ノ發明ナドハ、誠ニ小サイ事ノヨードアリマスガ、世間ノ利益ニナルト云フ方カラ見レバ、其ノ手柄ハ隨分大イナルコトデアルト申シテ宜シイデコザイマセウ。

## 第二十課 文武ノ官制

### 官制

吾ガ國現今ノ官制ノ主要ナルモノヲ擧ゲンニ、先づ外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信ノ九省ヲ置キ、外務省ハ、外國トノ交通貿易等總ベテ外交ニ關スル政務ヲ司リ、内務

### 監督

省ハ、議員選舉、警察、土木、衛生等、總ベテ地方行政ニ係ル諸事ヲ監督シ、大藏省ハ、政府ノ財務ヲ總ベ、會計、出納、租稅、貨幣等ノ事ヲ司リ、陸海軍省ハ、軍政ニ關スル事務ヲ管理シ、司法省ハ、裁判ニ關スル事務ヲ司リ、文部省ハ、教育學問ニ關スル事務ヲ司リ、農商務省ハ、農工、商水產、鑛山等、工藝物產ノ事ヲ司リ、遞信省ハ、鐵道、電信郵便、船舶等、文通ノ事務ヲ司レリ。

各省ノ長官ヲ大臣ト云フ。次ヲ總務長官ト云

總理

ヒテ省内ノ事ヲ總フ。各省ノ事務ヲ分テテ、各專務ノ局ヲ置ク。局ニハ、局長アリ。屬官アリテ、各分掌各其ノ事ヲ分掌ス。別ニ官房長、參事官、秘書官、書記官アリテ、大臣ニ屬シ、各重要ナル事務ヲ掌ル。

方針

臺灣總督府ニハ、總督アリテ、内閣ノ方針ニ從ヒテ、文武ノ政ヲ管理シ、北海道廳ニハ、長官アリ府縣廳ニハ、知事アリ。共ニ主務省ノ指揮監督ヲ承ケテ、管内ノ事務ヲ管理ス。

組織

各省ノ大臣ヲ以テ、内閣ヲ組織シ、内閣總理大臣之ヲ總ベ、凡ソ各省重大ノ事件ハ、皆閣議ヲ經テ後ニ之ヲ行フ。

各省ノ外ニ、宮内省アリ。帝室ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル。又樞密院アリ。樞密顧問官若干名ヲ置キ。天皇陛下ノ御諮詢ニ應ジテ、國家重大ノ事ヲ審議ス。

以上ハ文官ノ官制ナリ。軍陣ノ事ニ至リテハ別ニ武官アリ。即チ諸子ガ知ル所ノ將官佐官

審議

諮詢

尉官以下是ナリ。而シテ出師作戦等ノ計畫ヲ  
ナスハ陸軍ニハ參謀本部アリ、海軍ニハ海軍  
軍令部アリテ、直チニ 天皇ノ統帥ニ屬シ、其  
ノ長官ハ參謀本部ニハ參謀總長ト云ヒ、海軍  
軍令部ニハ、海軍々令部長ト云ヒ共ニ大將又  
ハ中將ヲ以テ之ニ補ス。又 天皇陛下ノ軍務  
ヲ諮詢シ給フ府ヲ元帥府ト云ヒ、此ニ列セラ  
ル、陸海軍大將ニハ特ニ元帥ノ稱號ヲ賜フ。

## 第二十一課 文武ノ學制

諸子ノ知ル如ク、小學校ハ國民タルニ必要ナ  
ル學科ヲ授クル所ニシテ、尋常高等ノ二ツニ  
分タル。尋常小學校ヲ卒業シテ、猶修學ノ志ア  
ルモノハ高等小學校ニ入ル。

高等小學校ニ卒業セシモノハ、中學校ニ  
入ルコトヲ得。中學校ハ、實業ニ就カント欲ス  
ルモノ、又ハ猶進ミテ、高等ナル學校ニ入ラン  
ト欲スルモノノ爲メニ、稍高等ナル普通學ヲ  
授クル所ナリ。

中學校ラ卒業シタルモノハ、高等學校ニ入ルコトヲ得ベシ。高等學校ハ、専門ノ學ヲ授ケル所ニシテ、醫學部、法學部、工學部等ノ設アリ。猶又大學校ニ入ルモノノ爲メニ、豫備ノ學科ヲモ設ケタリ。高等學校ハ、其ノ數七個ニシテ、東京京都仙臺、金澤、熊本、山口、岡山ニアリ。

大學ハ、各專門學ノ高尚ナル理論及ビ應用ヲ教フル所ニシテ、分科大學ト大學院トアリ。分科大學ハ、法科、醫科、工科、文科、理科、農科ノ諸大

學ニシテ、其ノ卒業生ノ大學院ニ入り更ニ學術ノ蘊奥ヲ究メ試験ヲ經タルモノハ、博士ノ學位ヲ授ケラル。

高等師範學校、女子高等師範學校ハ、師範學校中學校及ビ高等女學校ノ教員ヲ養生スル所ニシテ、東京ニ各一校ヲ設ケラル。師範學校ハ小學校ノ教員ヲ養生スル所ニシテ、北海道廳及ビ各府縣ニ一校又ハ數校ヲ設ケラル。其他工業學校、商業學校、商船學校、農業學校

鹽與  
養生

專門  
應用  
理論

等各専門ノ學科ヲ授クル所アリ。又高等女學校アリテ、女子ノ爲メニ稍高等ナル普通學ヲ教フ。

忠勇ノ軍隊アリト雖モ、良將アルニ非ザレバ功ヲ建テ、以テ國威ヲ耀カスニ足ラズ。諺ニ云、「良將ノ下ニ弱卒ナシ。」ト云ヘリ。故ニ陸軍ニ於將帥ハ、大ニ將帥ノ養成ニカラ用ヒ、最モ適當ナル士官候補生ヲ得シガ爲メニ、幼年學校ヲ設ケ、普通學ヲ授クル旁テ、軍人ニ適スル教育ヲ

施シテ、士官學校ニ入ラシム。又參謀將校ノ如キ、兵學ニ深キ士ヲ得シガ爲メニ、陸軍大學校ヲ置キ、士官ヲ選拔シテ之ニ入レ、以テ兵學ノ蘊奥ヲ究メシム。

又各國共ニ兵術兵器日ヲ追ヒテ精巧ニ赴クテ以テ、之ヲ普及シテ、世界ノ進歩ニ後レザランガ爲メニ、東京戸山ニ一ノ學校ヲ設ケテ、將校下士ヲ入レ、傳習終リテ、各所屬ノ隊ニ之ヲ傳ヘシム。以上ハ、陸軍ノ本幹ヲ養成スルノ大

對立  
勵

略ナリ。海軍ニ於テモ亦海兵團ヲ置キテ、下士卒ヲ養成シ、兵學校ヲ設ケテ、士官ヲ入レ、以テ兵學ヲ研究セシムルコト。陸軍ニ異ナルコトナシ。

此ノ如ク、文ハ以テ人智ヲ開キ、武ハ以テ兵ヲ強クシ、所謂富國強兵萬國對立ノ道、一ニ教育ニ存ス。吾等國民タルモノ、勵メザルベケンヤ。

## 第二十二課 租稅

市町村ニハ、市町村ノ入費アリ。府縣ニハ、府縣

ノ入費アリ。國ニハ、國ノ入費アリ。故ニ國民タルモノ、各分ニ應ジ業ニ從ヒテ、租稅ヲ納メ、此ノ入費ニ充ツベキハ勿論ノ事ナリ。租稅ニハ種々ノ名アリ。人若シ田畠・山林・宅地等ヲ所有セバ、土地臺帳ニ記載セル地價ノ多少ニ應ジテ、稅金ヲ納メザルベカラズ、是即チ地租ナリ。又商業・工業ヲ營ムモノハ、其ノ資本金額、若シクハ賣上金額等ノ多寡ニ應ジテ、稅金ヲ納メザル可ラズ、是即チ營業稅ナリ。又一箇年三百

醸造

圓以上ノ所得アルモノハ、其ノ所得高ノ多少ニ應シテ税金ヲ納メザルベカラズ。是即チ所  
得税ナリ。又證書手形及ビ帳簿等ヲ作ル時ハ、  
其ノ種類ニヨリ大、税トシテ、相當ノ印紙ヲ貼  
付セザルベカラズ。是即チ印紙税ナリ。其ノ他  
酒類ヲ醸造スルモノハ、酒造税ヲ納ムベ久、醫  
油ヲ製スルモノハ、醬油税ヲ納ムベ久、賣藥品  
ヲ商フモノハ、賣藥税ヲ納ムベシ。此等ノ諸税  
ヲ名ケテ國稅ト云フ。登錄税、關稅、鑄業税等モ

亦皆國稅ナリ。政府ハ是等ノ國稅ヲ以テ全國  
一般ニ係ル公ノ費用ヲ支辨ス。

次ニ、其ノ住居スル府縣ニ對シテ、地租ニ割付  
ケタル税、戸數ニ割付ケタル税、及ビ種々ノ雜  
税ヲ納メザルベカラズ。此等ノ地租割戸數割  
雜種税等ヲ、總ベテ府縣稅ト名ヅク。府縣廳ハ  
之ヲ以テ其ノ府縣限ノ土木衛生警察教育部  
役所費、府縣會費等ヲ支辨ス。

我等ノ住居スル市町村ニハ、市町村立小學校

アリ市町村役場アリ市町村會ヲ開クコトア  
リ。其ノ他市町村ノ都合ニヨリテ或ハ川ヲ普  
請シ或ハ橋ヲ架ケ或ハ道路ヲ修繕スル等ノ  
事アリ。是皆我等ノ利益ノ爲メニ費ス所ノ費  
用ナレバ我等ハ固ヨリ其ノ費用ヲ拂ハザル  
ベカラズ。

公有  
收入  
サテ市町村ニハ大抵市町村公有ノ財産アリ  
テ、是ヨリ年々收入アルベ久又其ノ他ニモ多  
少ノ收入アルベシ。市町村役場ニテハ此ノ收

入ヲ以テ前ニ述べタル諸費用ヲ支辨シ尚不  
足スル時ハ國稅府縣稅ニ附加シテ稅ヲ徵收  
スルコトアリ。又市町村ノ公事ニ付キ已ムヲ  
得ザル必要起ル時ハ特別稅ヲ徵收スルコト  
アリ。此等ノ稅ヲ市町村稅ト云フ。  
以上國稅府縣稅市町村稅ノ三種ヲ總ベテ租  
稅トハ云フナリ。

### 第二十三課 地方自治

明治二十一年四月市町村制ヲ發布セラレ市

授受  
契約

町村ヲ以テ自治體トナセリ。自治體トハ恰モ吾人ガ自家ノ財產ヲ所有シ之ヲ處分シ、他人ト契約ヲ結ブ権利ヲ得及ビ之ニ對スル義務ヲ負フガ如ク、其ノ區域内ノ事ニ關シテハ、自ラ獨立シテ、行爲スルヲ謂フナリ。

抑、自治體ハ各自獨立ノ機關アリテ、其ノ意思ヲ發表シ、又自ラ之ヲ執行スルモノナリ。然レドモ自治體ナルモノハ、固ヨリ國ノ一部分ナルヲ以テ常ニ國家監督ノ下ニ屬スベキハ勿

執行

論其ノ機關ニ至リテモ、亦皆國法ニ定ムル所ニ依リテ組織セラル。斯ク自治ノ制ヲ施サレシガ故ニ、凡ソ一市町村内ニ住居セルモノハ、總べテ其ノ市町村住民トシテ、公共ノ營造物、並ニ市町村有ノ財產ヲ共用スルノ權利ヲ有シ、及ビ市町村ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ負フコト勿論ナリ。凡ソ帝國臣民ニシテ、二年以上市町村ノ住民トナリ、其ノ市町村ノ負擔ヲ分任シ、及ビ其ノ市町村内ニ於テ地租ヲ納入

負擔

若シクハ直接國稅年額ニ圓以上ヲ納ムルモノハ其ノ市町村ノ公民トス。而シテ市町村公民ハ市町村ノ選舉ニ與リ、又市町村ノ名譽職ニ舉ゲラル、權利アリ。

市町村歲入歲出ノ豫算ヲ定メ、市町村有ノ財產及ビ營造物ノ管理方法ヲ定メ、其ノ他市町村ノ自治ニ關スル重要ノ事項ヲ議決スルガ爲メ、市町村會ヲ開ク。而シテ市町村會ノ議員ハ、即チ公民ノ選舉スル所ナリ。

## 擔任

市町村ノ行政事務ヲ擔任スルが爲メ、市ニハ市長、助役及ビ名譽職參事會員ヨリ成レル參事會ヲ置キ、町村ニハ、町村長、助役ヲ置ク。  
市長ハ市會ノ選舉スル所ニシテ、上奏裁可ノ上職ニ就キ、助役モ亦市會ノ選舉ニヨリ府縣知事ノ認可ヲ得テ、就職シ、名譽職參事會員ハ、其ノ市ノ三十歳以上ノ公民中ヨリ、之ヲ選舉スルモノトス。又町長及ビ助役ハ町村會ニ於テ、其ノ町村ノ三十歳以上ノ公民中ヨリ選

## 認可

舉へ。是、自治制ノ大略ナリ。

高國語讀本卷六終

明治三十三年十月十八日印  
三十三年十二月二十二日發行刷  
三十三年十二月十九日訂正再版印刷  
三十三年十二月二三日發行

卷一	金拾八錢	卷二	金拾八錢
卷三	金貳拾錢	卷四	金貳拾錢
卷五	金貳拾錢	卷六	金貳拾錢
卷七	金貳拾四錢	卷八	金貳拾四錢

金港堂書籍株式會社編輯永洗画  
印行兼  
刷者 東京市日本橋區本町三丁目十七番地  
金港堂書籍株式會社

長子第十五年

不許複製

賣捌所

各府縣特約販賣所

弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シ勉メテ其  
ノ堅牢ヲ期セリサレド多量ノ中萬一學年間ノ使用ニ  
耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候節ハ御通知次第無  
代價ヲ以テ御引換可申上候 本書ハ僻遠ノ地ニ至ル  
元定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論直接  
ノ御請求ハ多少ニ拘ハズ還貨ヲモ負擔可仕候

一等國語讀本要解 全三冊  
右ハ本書二冊、聯セル作文書二シ  
テ各學年二名、壹冊ヲ配當セリ

